

一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構代表理事 星 茂行 と 一般社団法人日本臨床発達心理士会代表理事 東 敦子は、2023年1月27日、以下の覚書を締結しました。

覚 書

一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構(以下「甲」という)と一般社団法人日本臨床発達心理士会(以下「乙」という)は、令和4年11月6日における理事会承認事項に基づき、甲乙間が協議し、共通の確認事項として認めた内容を覚え書きとする。

- 1 甲は、3月31日付をもって甲内にある日本臨床発達心理士会にかかる委員会業務、支部関連業務をすべて停止する。委嘱状については、同日をもって、必要な手続を経て、委員ならびに委員長を解任する。
- 2 甲は、乙と締結した、「商標許諾契約書」に基づき、ロゴと名称及び名称の使用を無償で利用することができる。
- 3 乙は、これまで甲内にあった日本臨床発達心理士会が行ってきた研修会実施マニュアル、実践誌等業務マニュアル、全国大会実施マニュアル、災害マニュアル等を使用できる。
- 4 乙は、研修会の実施、「臨床発達心理実践研究」等実践誌の発刊及び回収の業務、全国大会の開催を行うことができる。実践誌の通し番号、全国大会の通し番号を使用することができる。
- 5 乙は、会員を対象に広報活動ができる。発刊済みのニュースレターに関しては、甲の記載もあるので甲に保管し必要な時に乙の申し出により写しを提供する。
- 6 臨床発達心理士の更新ポイントの申請は、別に定める「臨床発達心理士資格更新研修会」企画申請ガイドライン(外部団体用)に沿って、乙が甲に申請する。
- 7 乙あての求人案内の手続きに関しては乙が行う。
- 8 スーパーバイザーの紹介については、無償で乙が行う。なお個人情報なので個々人の同意が必要であり、必要な同意を乙が取得する。
- 9 議事録については個人情報となるので、甲に保管しておき、乙が必要な場合、閲覧の上、必要部分の申し出を行ない、個人情報を削除したものを甲が提供する。
- 10 士会及び各委員会、各支部が行っていた組織運営の業務に関しては、乙は従来通りの方法で行う。
- 11 甲は、事務局に保管されている乙が使用していた備品及び、研修会オンライン配信機器を資産譲渡する。
- 12 各支部に保管されているパソコンは、支部が使用できる。
- 13 甲は、乙の法人運営資金として、非営利団体であること並びに、非営利活動を行うことを条件に「士会安定化積立金会計」「災害支援基金会計」の二つの特別会計にかかる資金を初年度3500万円、次年度以降会員の人数比によって5年間で3500万円を寄付する。(理事会決定事項)
- 14 甲は、法人設立準備金として、法人設立費用、準備会会議費用を契約書に基づき貸与し、4月に返金作業を行うとともに、同額を寄付金に加えて寄付とする。
- 15 乙は、甲内にある士会の停止後も、法人の設立にかかわる残務処理について6月の社員総会を目途と

して行う。

16 その他関連業務として、本覚書に記載のない事項については、甲乙両者が協議の上、定める。